

## 学童軟式野球大会の対外試合についての要領

平成26年6月

### 1. (支部後援名義申請)

- ① 大会開催チームは支部長への事前協議を、3ヶ月前に「大会実施要項」を提示し、「大会開催承認願い」(様式-1)を申請し承認を得る事。
- ② 支部は申請書により不備がないと認めた場合、「大会開催および後援名義の使用承認について(通知)」(様式-2)を申請チームへ送付し大会終了後、「試合結果報告書」及び「収支決算書」(様式-10)を、2週間以内に支部へ提出させる。

### 2. (県連後援名義申請)

- ① 大会開催チームは支部長への事前協議を、4ヶ月前に「大会実施要項」を提示し、「大会開催承認願い」(様式-1)を申請し承認を得る事。
- ② 支部は申請書により不備がないと認めた場合、「大会実施要項」と「大会開催承認願い」(様式-3)を支部長より、大会2ヶ月前に奈良県軟式野球連盟へ申請し承認を得る事。
- ③ 県軟野連は申請書の提出があれば速やかに審査のうえ、「大会開催および後援名義の使用承認について(通知)」(様式-4)又は、「後援名義使用の不承認について(通知)」(様式-5)を支部長あて送付する。
- ④ 支部は「大会開催承認および後援名義使用承認について(通知)」(様式-6)又は「大会開催不承認および後援名義使用不承認について(通知)」(様式-7)に県軟野連の「大会開催および後援名義の使用承認について(通知)」(様式-4)又は「後援名義使用の不承認について(通知)」(様式-5)の写しを添付し申請チームへ送付する。申請承認した場合は大会終了後、「試合結果報告書」および「収支決算書」(様式-10)を、2週間以内に支部へ提出させる。

3. 大会参加チームは「大会参加申請書」(様式-8)を支部長に申請し、承認を得ること。

4. 支部長は申請書により不備がないと認めた場合、「大会参加承認書」(様式-9)を申請チームに送付する。

5. 大会参加チームについては、県内は必ず支部登録・県軟野連登録を行っている事。県外チームについては、その所属府県に登録チームであること。また、県外の要請は不明な事柄が多いので避けるのが望ましい。

6. 大会開催チームは承認書受領後、開催条件を確認、理解が得られれば実施の準備をして下さい。ただし、内容に変更があれば支部経由県軟野連へ提出の事。

7. 大会実施の参加費は5,000円以内、参加要請はチームではなく県軟野連所属17支部長へ要請して下さい。

8. その他、青少年の健全育成のもと実施しているが、大会回数が多いなどの意見があり大会実施は無理のない様配慮をお願いします。

以上

### 3項 県大会・ブロック大会に出場するチームに対する注意事項（学童の部も含む）

- ① 支部・ブロックの代表権を得たチームは、所定の申込書に記入し所属支部長の承認印を受け抽選会に出席すること。なお、参加申込みにあたり奈良県軟式野球連盟の規約および細則に従うこと。
- ② 申込書提出後の選手の変更、追加、背番号の変更は出来ない。記載に当たり充分注意すること。
- ③ 監督・主将会議には、競技者必携及び規則書を持参し監督・主将はユニホーム着用して出席する。ただし代理出席のときは所定の手続を行うこと。
- ④ 開会式には、申込書に記載された監督・コーチおよび選手全員が参加すること。
- ⑤ 健康保険証などこれに準ずる証明書を持参すること。
- ⑥ 参加費は、監督・主将会議または抽選会に持参すること。

### 4項 審判員ランク付けについて

- ① 審判員の技術向上のため、技術指導員・1級・2級・3級のランク付けを行う。
  - ② 1級資格者は近畿講習会卒業生以上とし、2級資格者は近畿講習受講生以上、3級保持者は平成24年度現在、奈良県軟式野球連盟各支部登録審判員とし、新規審判員については各支部登録審判員で2年以上の経験を有し、かつ奈良県審判技術講習会受講修了者とする。
  - ③ 昇級については4月・10月に学科試験及び実技試験を行う。1級は学科試験1回、実技試験2回を行なう。2級は学科試験1回、実技試験1回を行う。学科・実技とも奈良県軟式野球連盟審判部が定めた合格点に達したものを合格とする。学科試験を合格した者のみ実技試験を受験できる。学科試験合格の有効期間は1年間とする。
  - ④ 受験者については2ヶ月前に受験申し込みを行う。
  - ⑤ ランク付け及び昇級の実施についての詳細要領は審判部において別に定める。
  - ⑥ 審判登録として年間2,000円を奈良県軟式野球連盟に納入しなければならない。尚登録料によって審判活動の運用資金として活用する。
  - ⑦ 審判昇級試験料として2,000円を昇級試験申込書に添えて納入しなければならない。
- ※ この規約細則は、奈良県軟式野球連盟規約に順ずる効力を有するものとする。  
※ 奈良県軟式野球連盟規約細則、規定内規は理事会が承認すれば変更出来る。

### 5項 付記

- ① この規約細則は、平成18年 2月26日から施行する。
- ② この規約細則は、平成18年 3月19日から一部改定施行する。
- ③ この規約細則は、平成19年12月16日から一部改定施行する。
- ④ この規約細則は、平成24年12月16日から一部改定施行する。
- ⑤ この規約細則は、平成25年12月15日から一部改定施行する。



## 奈良県軟式野球連盟 規約細則

軟式野球はこれを愛好するが故に行われる競技で他から強いられることなく、また、利用されることなく自分自身が好んで行うものである。また他の組織の動向に関係なく、こよなく軟式野球を愛する青少年のスポーツ観がゆるむことのないよう教育的見地から清らかなアマチュアスポーツとして、連盟本来の趣旨に沿ってこの細則を制定する。

この細則は選手および役員（審判員）にも適用するものである。

### 1 項 チーム全員の登録と脱会について（二重登録の防止）

#### ① 学童の登録資格について

イ. 学童の居住している当該支部のみに登録出来るが、居住地以外への支部登録は出来ない。（例えば、橿原市に居住している者は橿原支部に登録し、桜井支部や高市支部に登録できない）

ロ. 学童が奈良県内に居住し学校は他府県に通学している場合は、居住している当該支部に登録出来る。

（例えば、郡山市に居住し学校は大阪府へ通学している者は、郡山支部に登録出来る）

ハ. 他府県に居住している学童は奈良県軟式野球連盟に登録できない。

（例えば、大阪府四条畷市に居住している者は奈良県軟式野球連盟に登録出来ない）

② 支部はその資格要件を審査し奈良県軟式野球連盟に提出し選手登録の資格を得ている。学童の部においてシーズンオフ対策（6年生）の中で二重登録など脱会については、規約9条3項により支部長審査の上、奈良県軟式野球連盟に提出すれば脱会の資格を得るものとする。

③ 脱会期間は、当年12月15日から翌年2月10日までとする。

登録期間は、当年3月1日から翌年2月末日までとする。

### 2 項 学童の部の対抗試合、親善試合および招待試合について

平成4年8月17日付、奈良県軟式野球連盟通達第45号に基づき進めているが、平成18年度より要項を定め下記細則により公平で無理なく青少年の健全育成のもとで実施する。

① 許可期間 毎年2月11日から12月14日までとする。

② 許可申請 特に奈良県軟式野球連盟の後援等が必要な大会については、大会日の2ヶ月前に支部長審査の上、奈良県軟式野球連盟へ手続きし許可を得ること。

③ 許可条件 イ. 許可を受けた支部長またはチーム代表者は、出場チームが所属する市部長に大会開催の案内と後援名義使用承認書（様式—3）を送付すること。

ロ. 許可を受けた大会の抽選結果を、大会までに、奈良県軟式野球連盟事務局と出場チームが所属する支部長に送付すること。

ハ. 許可を受けた大会の試合結果と収支決算書を、大会終了後14日までに、奈良県軟式野球連盟事務局と所属する支部長に送付すること。

ニ. リトルリーグ、ボーイズリーグなど硬式野球の参加は承認出来ない。

④ 罰則 上記項目に違反した場合は、次期県大会、支部大会の出場を停止する。

### 3項 県大会・ブロック大会に出場するチームに対する注意事項（学童の部も含む）

- ① 支部・ブロックの代表権を得たチームは、所定の申込書に記入し所属支部長の承認印を受け抽選会に出席すること。なお、参加申込みにあたり奈良県軟式野球連盟の規約および細則に従うこと。
- ② 申込書提出後の選手の変更、追加、背番号の変更は出来ない。記載に当たり充分注意すること。
- ③ 監督・主将会議には、競技者必携及び規則書を持参し監督・主将はユニホーム着用して出席する。ただし代理出席のときは所定の手続を行うこと。
- ④ 開会式には、申込書に記載された監督・コーチおよび選手全員が参加すること。
- ⑤ 健康保険証などこれに準ずる証明書を持参すること。
- ⑥ 参加費は、監督・主将会議または抽選会に持参すること。

### 4項 審判員ランク付けについて

- ① 審判員の技術向上のため、技術指導員・1級・2級・3級のランク付けを行う。
  - ② 1級資格者は近畿講習会卒業生以上とし、2級資格者は近畿講習受講生以上、3級保持者は平成24年度現在、奈良県軟式野球連盟各支部登録審判員とし、新規審判員については各支部登録審判員で2年以上の経験を有し、かつ奈良県審判技術講習会受講修了者とする。
  - ③ 昇級については4月・10月に学科試験及び実技試験を行う。1級は学科試験1回、実技試験2回を行なう。2級は学科試験1回、実技試験1回を行う。学科・実技とも奈良県軟式野球連盟審判部が定めた合格点に達したものを合格とする。学科試験を合格した者のみ実技試験を受験できる。学科試験合格の有効期間は1年間とする。
  - ④ 受験者については2ヶ月前に受験申し込みを行う。
  - ⑤ ランク付け及び昇級の実施についての詳細要領は審判部において別に定める。
  - ⑥ 審判登録として年間2,000円を奈良県軟式野球連盟に納入しなければならない。尚登録料によって審判活動の運用資金として活用する。
  - ⑦ 審判昇級試験料として2,000円を昇級試験申込書に添えて納入しなければならない。
- ※ この規約細則は、奈良県軟式野球連盟規約に順ずる効力を有するものとする。
- ※ 奈良県軟式野球連盟規約細則、規定内規は理事会が承認すれば変更出来る。

### 5項 付記

- ① この規約細則は、平成18年 2月26日から施行する。
- ② この規約細則は、平成18年 3月19日から一部改定施行する。
- ③ この規約細則は、平成19年12月16日から一部改定施行する。
- ④ この規約細則は、平成24年12月16日から一部改定施行する。
- ⑤ この規約細則は、平成25年12月15日から一部改定施行する。

# 大会規則（平成26年度版）

（学童軟式野球）

## 1. 規則

- ① 2014年度公認野球規則及び全日本軟式野球連盟規則（学童野球に関する事項）で行う。
- ② 試合は原則として7回戦とし、試合時間は90分を限度に行い、時間経過後は新しい回に入らず、均等回をもって終了する。
- ③ 試合は、5回以降7点差が生じた時は均等回をもって点差によるコールドゲームを適用する（決勝戦を含む全試合）
- ④ 7回終了時、時間内であれば延長戦を行い、時間が経過しても同点の場合は「特別延長戦」によって勝敗を決定する。
- ⑤ 決勝戦の試合は、7回戦とし、試合時間は120分を限度に行い7回終了後時間内であれば延長戦を行う。試合時間が経過しても同点の場合は「特別延長戦」によって勝敗を決定する。
- ⑥ イ・ 暗黒、降雨で試合が中止の時、5回以降であれば正式試合とする。  
ロ・ グラウンド使用可能な限り大会運営上試合を行う。
- ⑦ 監督の抗議権は認める。交代は監督が告げ、作戦タイムは1分以内で速やかに指示を行う。ただし、審判員が認めた時はこの限りではない。
- ⑧ 学童の部の投手は変化球を投げることを禁止する。  
イ・ 変化球については、ボールと宣告し投手に警告を発する。  
ロ・ 同一投手が同一試合で再び変化球を投げればその投手を交代させる。  
ハ・ その投手は他の守備位置につくことが出来るが、大会期間中投手として出場することは出来ない。  
ニ・ 変化球の判断は審判員が行い抗議は一切認めない。
- ⑩ **学童の部の投手投球制限について**  
投手の投球制限については、肘・肩の障害防止を考慮し、1日7イニングまでとする。ただし、特別延長戦の直前のイニングを投げ切った投手に限り、1日最大9イニングまで投げる事ができる。特別延長戦は、1日1試合のみの登板とし、イニング制限内の登板であっても2試合の登板は可能とする。  
なお、学童部三年生以下にあつては、一日5イニングまでとする。投球イニングに端数が生じた時の取り扱いについては、3分の1回（アウト1つ）未満の場合であっても、1イニング投球したものと数える。

### ※ 特別延長戦とは

継続打順とし、前回の最終打者を一塁走者とし、二塁、三塁の走者は順次前の打者として、無死満塁の状態にして1イニング行い得点の多いチームを勝ちとする。  
また、勝敗が決定しない場合は、さらに継続打順でこれお繰り返すこととする。尚通常の延長戦と同様、規則によって認められる選手の交代は許される。

## 2. 用具・装具等

- ① 金属製バットは、全日本軟式野球連盟公認の J・S・B・B マーク入りを使用すること。
- ② 打者・次打者・走者・ベースコーチは、全日本軟式野球連盟公認の J・S・B・B マーク入りヘルメット(両耳付き)を着帽すること。
- ③ 捕手は、全日本軟式野球連盟公認の J・S・B・B マーク入りのヘルメット、マスク、プロテクターレガーズ・ファウルカップ等を装着すること。(ブルペン捕手を含む)
- ④ 同一チームの選手・監督およびコーチは、同色、同意匠のユニフォーム(帽子・アンダーシャツ、ストッキングも含む)を着用すること。
- ⑤ スパイクは全員、同色のものでなければならない。ただし、ワンポイントの商標については同色とみなす。金属製金具のついたスパイクを使用することは出来ない。

### 3. 試合球

奈良県軟式野球連盟指定球(内外ゴム)C号を大会本部で準備する。

### 4. その他

- ① ベンチに入れる人数は、選手10名以上20名以内、責任者1名、監督1名、コーチ2名、マネージャー1名、スコアラー1名、女子2名。  
★猛暑が予想されるため、選手への給水係りを目的に下記の大会に限り女性2人がベンチに入れる。  
・奈良県学童軟式野球大会  
・ろうきん杯学童軟式野球選手権大会
- ② 責任者、監督、コーチ等は、成人に限る。
- ③ 選手、監督、コーチはユニホームに背番号(選手0番から27番、主将10番、監督30番、コーチ28番と29番)を付けること。
- ④ 責任者(監督が兼任してもよい)が参加しないチームは出場出来ない。
- ⑤ ベンチは組み合わせの若い番号を一塁側とする。
- ⑥ 攻守交代のとき、試合球は投手板上におくこと。
- ⑦ ベンチ内での電子機器類(携帯電話、パソコン等)携帯マイクの使用を禁止する。また、メガホンは1個に限り使用を認める。
- ⑧ 打順表(フリガナをつける)4部の提出は、その日の第1試合は開始予定時刻の30分前に主将が持参し、監督立会の元、攻守を決定する。第2試合以降は、前の4回終了時に行う。
- ⑨ 審判員の判定についての抗議は一切認めない。ただし、規則の適用を誤った時は認める。
- ⑩ 試合中に不正選手が発覚した時はすぐに没収試合とし、相手チームに勝利を与える。試合終了後に発覚した時は、次の相手チームに勝利を与える。
- ⑪ 自チームまたは自応援団から暴力を働いたり、暴言を吐いた時は理由の如何にかかわらず没収試合とする。処分については役員協議の上決定する。
- ⑫ 不正出場その他規則違反に対しては、全日本軟式野球連盟規程細則により処理する。
- ⑬ 大会中の負傷、疾病については応急処置を施すが、それ以外の責任は負わない。
- ⑭ タイムの回数制限  
(イ) 監督が投手の所へ行く回数の制限

- ・監督が1試合に投手の所へ行ける回数は3回以内とする。なお、延長戦(特別延長戦も含む)は、2イニングに1回行くことができる。
- ・監督が、同一イニングに同一投手の所へ2度目に行くか、行ったとみなされた場合(伝令を使うか、捕手または他の野手に指示を与えて直接投手の所へ行かせた場合)は、投手は自動的に交代しなければならない。連盟では交代した投手が、他の守備位置につくことが許される。なお、他の守備位置についたときは、同一イニングには再び投手には戻れない。(8.06)

(ロ) 守備側のタイムの回数制限

- ・捕手または内野手が、1試合に投手の所へ行ける回数は3回以内とする。なお、延長戦(特別延長戦も含む)は、2イニングに1回行くことができる。野手(捕手も含む)が投手の所へ行った場合、そこへ監督が行けば、双方1度として数える。逆の場合も同様とする。

(ハ) 攻撃側のタイムの回数制限

- ・攻撃側のタイムは、1試合に3回以内とする。なお、延長戦(特別延長戦も含む)は、2イニングに1回とする。